

『初学記』による『藝文類聚』補綴について

大渕，貴之
九州大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/20552>

出版情報：中国文学論集. 40, pp.23-37, 2011-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：



『初学記』による『藝文類聚』補綴について

大渕貴之

—『藝文類聚』への『初学記』本文補入に関する従来の指摘

先に筆者は、『藝文類聚』に採録される詩賦作品（『藝文類聚』序に言うところの「文」）は、内容に応じて必ず一つの部立てに載録されるのであり、複数の部立てに重出するものではないことを明らかにした。^①例外的に複数部立てに重出する詩賦作品については、原因をいくつかに類別して論じたが、卷二、四、八における四例の重出は、後世に唐代類書『初学記』を利用して改編を加えた結果生じたものであるとの見解のみを示しておいた。本稿では、このことについて両類書の条文を挙げて例証を行なうとともに、調査の過程で明らかとなつた新発見の移入箇所について報告し、テキスト移入が行なわれた時期および目的について、いささかの卑見を述べたい。

例証に先立ち、まずは『藝文類聚』と『初学記』の成書時期及び使用テキストを確認したい。

『藝文類聚』は、唐高祖の勅命を奉じた欧阳詢等によって編纂が行なわれ、武德七年（六二四）に完成が上奏された唐代最初の勅撰類書である。^②テキストとしては、目下、汪紹樞校本（中華書局、一九六五年）が通行している。該本は上海図書館所蔵の孤本、南宋紹興年間（一一三一～一一六二）浙江嚴州地区刊本（上海図書館本と簡称）を底本に整理が加えられたものである。本稿においては汪紹樞校本を底本としつつ、適宜、上海図書館本を参照した。一方の『初学記』は、唐玄宗の勅命を奉じた張說、徐堅等によって編纂が行なわれ、開元十五年（七二七）ないし十六年（七二八）に完成が上奏された。通行のテキストに中華書局排印本（一九六二年）があり、これは清の古

『初学記』による『藝文類聚』補綴について

香齋袖珍本を底本とする。これとは別に我が国の宮内庁書陵部には、孤本たる南宋紹興十七年（一一四七）東陽崇川（福建建陽）余四十三郎宅刊刻本（線装書局、二〇〇二年影印。書陵部本と簡称）が存在する。本稿では、中華書局排印本を底本とし、書陵部本を参照した。

右に確認した両書の成書時期に明らかなように、『藝文類聚』は『初学記』のおよそ百年前に編纂がなされたのであつて、後発の『初学記』本文が『藝文類聚』に流入するなどということは、到底起こりえないことである。もしそれが起こり得るとすれば、両書成立以降に何者かが『初学記』を用いて『藝文類聚』に改編を加えた場合に限られる。この改編発見に至る最初の指摘が、南宋の葉大慶（一一八〇？～一二三〇？）『考古質疑』卷一に見える（傍線、「補記」等は筆者による。以下同じ）。

〔藝文類聚〕唐太宗時、歐陽詢所編也。而有蘇、李、沈、宋之詩、是皆後人所加（〔藝文類聚〕唐太宗時「高祖時の誤り」、歐陽詢の編む所なり。而るに蘇、李、沈、宋の詩有るは、是れ皆後人の加ふる所なり）。

更に、右の傍線部直後には原注が附され、
正月十五日有蘇味道「夜遊詩」、洛水門有李嶠「拜洛詩」、寒食門有沈佺期、宋之間詩。四子皆後人、歐陽安得預編之也（〔卷四歳時部中〕正月十五日に蘇味道「夜遊詩」有り、「卷八水部上」洛水門に李嶠「拜洛詩」有り、「卷四歳時部中」寒食門に沈佺期、宋之間の詩有り。四子は皆後人なれば、歐陽安くんぞ預め之を編するを得んや）。

と述べ、歐陽詢より後代の唐代詩人の作品が収載されることはない。すばべて後人による追加であるとする。

この葉大慶の指摘では、いまだ『初学記』との関連までは突き止められていないが、この後、汪紹樞は、葉大慶の指摘を踏まえた上で、卷四歳時部中、正月十五日の部立てに収載される崔液詩、同卷月晦および卷八水部上、洛水の両部立てに見える唐太宗李世民詩、卷四歳時部中、寒食の李崇嗣詩、同卷七月十五日の楊炯賦も後人の増補であると指摘し、一連の増補は宋人が出版に際し、『藝文類聚』の残欠部分を覆い隠すため『初学記』を材料に行なつたものであろうと述べ⁽⁵⁾、初めて『初学記』との関連性が明確にされた。以後、中林史朗氏により卷八水部上、洛水の牛鳳及詩、卷二天部下、虹の董思恭詩も『初学記』からの移入であることが明示され⁽⁶⁾、後人による詩文増補

の発見は、ほぼ尽くされた感があつたが、郭醒氏によつて従来とは異なるテキスト移入の例が発見されたのである。すなわち、葉大慶以降、『初学記』からのテキスト補入については、『藝文類聚』成立時には採録されるはずのない唐代詩人の作品探しにのみ焦点が当てられてきたが、郭氏は、それら唐代詩人の詩文が含まれる卷四、歳時部の五つの部立て（人日、正月十五日、月晦、寒食、七月十五日）について、『藝文類聚』編纂時に採録されても何ら矛盾のない典籍、詩賦作品をも対象として『初学記』テキストと突き比べた結果、今本『藝文類聚』における当該部立てのテキストが、すべて『初学記』による再構成であることを明らかにした。

冒頭に述べた通り、筆者はかつて『藝文類聚』において一詩文作品が必ず一つの部立てにのみ載録されることを論じたが、例外中の四例は、右に略述した先行研究において『初学記』との関連が指摘される卷二、四、八に検出されていた。そこで郭氏の視点を参考に、当該卷に収載される全ての文献を『初学記』の対応する部立てに当たつて比較検討した結果、重出詩文を含む一群の文献を始めとして、『初学記』より移入されたことが明確な部分を発見するに至つたのである。なかには従来の研究では未解明の移入部分も含まれる。以下、順次見ていきたい。

二 新たに見出された『初学記』本文の移入箇所

（1）卷二、天部下、雪

『藝文類聚』卷二、天部下、雪の部立てには、列事⁽⁸⁾として四一条の文献が載録される。一方『初学記』には、卷二、天部下に雪の部が設けられ、叙事（叙事部分に附された注を含む）に十五条、事対⁽⁹⁾の出典に二三条、合計三八条の文献が載録される⁽¹⁰⁾。両書ともに唐代の勅撰類書であり、先行類書を編纂材料に用いる通例に鑑みれば、『初学記』編纂時に『藝文類聚』が参照された結果、両書間に共通して載録される文献が多数となることが想像される。しかし、実際の様相はこれに反する。このことは雪の部立てにおいても言える。『藝文類聚』雪の第一条『毛詩』より第二十九条『楚辭』までの間、引用書名並びに引用部分の一致と言わず、同じような内容を示す文献の収載という緩やかな程度での一致を含めて見たところで、十四条の一致（四割強の一一致）に限られる。しかし、『藝文類聚』雪

『初学記』による『藝文類聚』補綴について

の第三十条『釈名』以降、第四一条『洛神賦』まで
の計十二条（図1^⑩の網掛け箇所）に目を転じると、
全て『初学記』収載の条文と一致するのである。こ
れが偶然の一一致ではなく、また先行する『藝文類聚』
から後発の『初学記』へと纏まりをもつて継承され
た結果でもないことは、以下のことから明らかとな
る。

まず、問題の箇所が『藝文類聚』列事の部分にお
ける条文配列上、甚だ破格である点が注目される。

該書列事の部分に於いては、通常始めに『爾雅』や
『説文解字』といった字書より採録された文献が置
かれ、続いて経書、史書、子書、『楚辭』の順に文献
が並ぶ。字書が無ければ、経書より始まる。図1（上段、表丁四行目）においても『毛詩』に始まることが確認で
きる。しかしに、網掛け部分の始めを見ると、ここが雪の部全体の第三十条であるにも関わらず、字書の『釈名』
が置かれ、以下『韓詩外伝』や『左伝』『毛詩』といった経書が配列される。また、網掛け部には「班婕妤怨歌行」
（下段、裏丁四行目）、「洛神賦」（同六行目）といった詩賦作品も見えるが、これらは『藝文類聚』において「事」
の部分とは別個に、「文」の部分に列举されるべきものである。『藝文類聚』原有の部分でないことは疑いない。

該当部分を『初学記』収載の条文と上下対照に示した表1からは、この文献配列上の混乱が、『初学記』条文を取
捨選択しつつ取り込んだ結果であることがわかる。下段『初学記』条文に附された番号は、該書雪の部立て内にお
ける配列順序を示す。4、7、9……と間を飛ばしつつも、降べきの順に数字が並ぶことが確認できる。これは、
数条の例外はあるものの、基本的には『初学記』雪の部より、『藝文類聚』に既存の文献を除きながら順次文献を採
録したことに起因する。各条文を上下段で比較した場合、両者が完全に一致するか、下段が長文である点にも、上



図1

段の『藝文類聚』へ、下段の『初学記』よりそのまま、または節略を加えつつ文献を採録したことが明白である。

表1

『藝文類聚』雪 列事（図1網掛け部分）	『初学記』雪 叙事および事対の出典（数字は部立て内での配列順序）
30 韓詩外伝曰、雪、綏也。水下遇寒而凝、綏綏然下也。	4 积名云、雪、綏也。水下遇寒而凝、綏綏然下也。
31 韓詩外伝曰、凡草木花多五出、雪花独六出。雪花曰霰、雪 雲曰同雲。	7 韓詩外伝云、凡草木花多五出、雪花独六出。雪花曰霰、雪雲曰同雲。
32 西京雜記曰、太平之代、雪不封条。凌弭毒害而已。 自上而下曰雨雪。	9 西京雜記云、太平之世（書陵部本作代）、雪不封条。凌弭毒害而已。 17 崔鴻北涼錄曰、先酒泉南有銅鑄山。言虜犯者大雨雪。沮渠蒙遜遣工 左伝、凡平地盈尺為大雪。雪有七尺雪。
33 左伝曰、平地尺為大雪。雪有七尺雪。	12 崔鴻北涼錄曰、先酒泉南有銅鑄山。言虜犯者大雨雪。沮渠蒙遜遣工 11 取之、得銅數萬斤。
34 崔鴻北涼錄曰、先酒泉南有銅鑄山。言虜犯者大雨雪。沮渠 蒙遜遣工取之、得銅數萬斤。	13 毛詩曰、蜉蝣掘閱、麻衣如雪。鄭玄注曰、喻曹昭公之君臣、朝夕麥 易衣服。麻衣、深衣也。
35 毛詩曰、蜉蝣掘閱、麻衣如雪。	14 班婕妤怨歌行曰、新裂齊紈素、皎潔如霜雪。裁為合歡扇、團團似明 月。
36 毛詩曰、蜉蝣掘閱、麻衣如雪。	15 宋玉語曰、孫康家貧、常映雪讀書。清淡、交遊不雜。
37 班婕妤怨歌行曰、新裂齊紈素、皎潔如霜雪。	16 宋玉對問曰、客有歌於郢中。其為陽春白雪、國中屬和者、不過數 十人。是其曲彌高而和彌寡。
38 宋玉曰、陽春白雪、國中屬和者、不過數十人。	17 莊子曰、藐姑射之山、有神人居焉。容膚若冰雪、綽約若處子。 39 莊子曰、藐姑射之山、有神人焉。容膚若冰雪、綽約若處子。 40 莊子曰、藐姑射之山、有神人焉。容膚若冰雪、綽約若處子。 41 洛神賦曰、飄飄兮若流風之迴雪。肌膚若冰雪。
40 洛神賦曰、飄飊兮若流風之迴雪。肌膚若冰雪。	42 曹子建洛神賦云、余朝京師、言歸東藩。覩一麗人、於巖之畔。乃援 御者而告之曰、彼何人斯、若此之艷也。御者對曰、臣聞河洛之神 名曰宓妃。余告之曰、髣髴兮若輕雲之蔽月。飄飊兮若流風之迴雪。

『初学記』の「叙事」および「事対」においては、もともと経、史、子、集の分類を意識した条文配列はなされていない。そのため、『初学記』雪の部冒頭より順次必要な文献を採録する過程で、『藝文類聚』としては本来あり得ない配列上の混乱を来したのである。先述の別稿に重複詩文として検出した「班婕妤怨歌行（表1上段37）」「洛神賦（上段41）」も、まさしくこの移入箇所に含まれ、重出の原因、更には「文」の部分ではなく「事」の部分に詩賦作品が位置することになつた理由の所在が明らかとなる。また、表1上段『藝文類聚』の傍線部33番・38番は出典の表記を欠くが、下段の『初学記』（11番・32番の傍線部）と対照することで、それぞれ『詩伝』あるいは『宋齊

『初学記』による『藝文類聚』補綴について

語』の記事であることがわかる。

もう一点興味深いのは、上段『藝文類聚』32番の『西京雜記』における「代」字である。下段『初學記』9番に見えるように、通行本において「世」に作られる字は、南宋刊の書陵部本において「代」に作られる。『初學記』編纂時に「世」字は太宗李世民のために避諱される文字であり、書陵部本の該当箇所は『初學記』の原貌を留めるものと言える。『藝文類聚』編纂時には「世」字は避諱の対象ではなく、「代」に作り替える必要もなかった。それにも関わらず、今本が「代」字を作るのも、当該条文が『藝文類聚』に原有のものでなく、後世、『初學記』に依拠して移入されたものであるからだと考えられる。

(2) 卷二、天部下、雷

卷二については、もう一箇所、雷の部立てに『初學記』からのまとまつた移入を確認できる。ここには重複詩文は見られず、詩文重出によって当りを付ける調査方法ではテキストの改編を見い出しえなかつたのであるが、今回全条文調査によつて発見することを得た。今、そこの移入箇所の大まかな様相を把握するため、図2として上海図書館本の書影を附す。前節(1)で見たのと同様に、列事の末尾の一群が『初學記』よりの移入文献である。網掛け部分の最初には、本来雷の部立ての冒頭(図2上段、表丁10行目の位置)に配置されるべき字書の『爾雅』が見え、また網掛け部分の最後の一条、すなわち列事の最後尾に該当する部分にも字書『說文(解字)』が確認できる。この二例ともに『藝文類聚』における本来の字書の配置位置としては異例であり、テキスト改編の可能性を疑うべき箇所と言える。以下に該当箇所を『初學記』

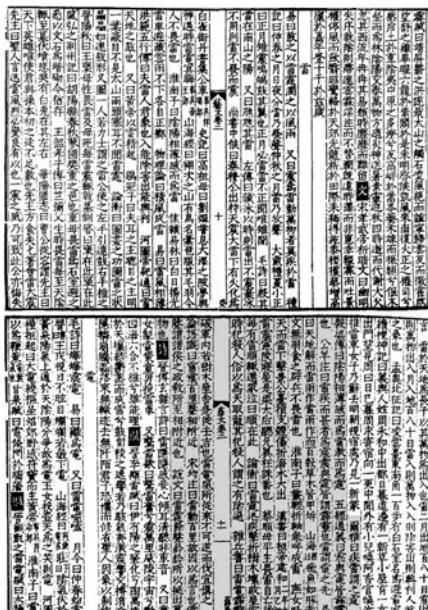


図2

条文と対照させてみる。

表2

〔藝文類聚〕雷 列事（図2網掛け部分）	〔初学記〕雷 叙事および事対の出典（数字は部立て内での配列順序）
27 爾雅曰、疾雷謂之霆。	2 爾雅云、疾雷謂之霆。郭璞注、疾雷謂雷音急激者。謂之霹靂。
28 谷梁伝曰、陰陽相薄、感而為雷、激而為霆。	1 谷梁伝云、陰陽相薄、感而為雷、激而為霆。霆、電也。
29 五經通義曰、震与霆、皆霹靂也。	4 案五經通義云、震与霆、皆霹靂也。電謂之雷光也。
30 公羊注曰、雷疾而甚者為震。震与霆、皆謂霹靂也。雷謂電之先。	3 何休注公羊云、雷疾甚者為震。
31 易曰、天地解而雷雨作。雷雨作而百穀草木皆甲坼。	21 君子以赦過有罪。王弼注曰、解者解也。屯難繫結、於是乎解之。
32 山海經曰、飛魚如豚、赤文無羽。食之辟兵、不畏雷也。	23 郭璞山海經飛魚讚曰、飛魚如豚、赤文無鱗（書陵部本作「羽」）。食之辟兵、不畏雷音（書陵部本作「鼓」）。
33 淮南子曰、叢輕折軸、衆呼成雷。庶女叫天、而雷下擊。景公臺損、支体傷折、海水大出。	24 淮南子曰、庶女叫天、而雷電下擊。景公臺隕、支体傷折、海水大出。
34 漢書曰、桓帝建和二年、六月乙卯。雷震憲陵寢屋。是梁太后聽兄冀枉誅也。	27 繁漢書曰、桓帝建和二年、六月乙卯。雷震憲陵寢屋。是時梁太后蔡順母平生畏雷。自亡後、每有雷、順輒還家泣曰、順在此。
35 蔡順母平生畏雷。自亡後、每有雷、順輒還家泣曰、順在此。	28 周斐汝南先賢傳曰、蔡順母平生畏雷。自亡後、每有雷震、順輒環聽兄冀枉誅李固、杜喬。
36 論衡曰、雷霆迅疾。擊折樹木、壞敗屋室、時犯殺人。俗以為天取龍。其犯殺人、謂之有陰過。	29 王充論衡曰、盛夏之時、雷霆迅疾。擊折樹木、壞敗屋室、時犯殺人。俗以為天取龍。其犯殺人、謂之有陰過。
37 雜兵書曰、雷電霹靂、破軍內若樹木屋舍、急徙去、吉也。雷電風所從來、不可逆而伐、宜慎之。	30 雜兵書曰、雷電霹靂、破軍中樹木屋舍者、急徙去、吉也。雷電風所從來、不可逆而擅伐、宜慎之。
38 論語讖曰、雷震百里、声相附近。宋均注曰、雷動百里、故因以為言也。雷声謂諸侯之政教所至、相附近也。	31 論語讖曰、雷震百里、声相附。宋均注曰、雷動百里、故因以制國也。雷声謂諸侯之政教所至、相附也。
39 說文曰、雷霆餘聲鈴鈴、所以挺出万物也。	32 說文曰、霆雷餘聲鈴鈴、所以挺出万物。

右においても、前節同様、上段『藝文類聚』の条文は、下段『初学記』条文をそのまま若しくは節略する形で移入したものであることが見て取れる。上段30番の『公羊注』傍線部は、移入の際に、下段『初学記』4番の『五經通義』条文を目移りによって再引してしまい、結果『藝文類聚』においては直前の29番条文と重複を来たしたと見える。

『初学記』による『藝文類聚』補綴について

また、上段『藝文類聚』33番『淮南子』の条文中には、下段『初学記』26番『淮南子』の直前の条文25番「蔡韶閥論」を混入させており（上下段の傍線部を参照）、この錯誤の在り方にも改編者が確かに『初学記』に基づきつつ、『藝文類聚』の当該文献群を構成したものであることが看取される。

（3）卷四、歳時部中、五月五日および七月七日

卷四については、先述の通り郭醒氏に專論があり、人曰、正月十五日、月晦、寒食、七月十五日の五つの部立てが、『初学記』に基づいた再構成であると論証されている。まとまつた文献移入については、郭氏の指摘に尽きるが、条文単位での移入について、なお五月五日、七月七日、二つの部立てに確認できた。

まず、五月五日の部立てにおいては、列事末尾の二条が『初学記』よりの移入と考えられる。

表3

〔藝文類聚〕五月五日 列事（第八条以降）及び〔詩〕（全一条）	〔初学記〕五月五日叙事・事対出典・詩（数字は部立て内での配列順序）
8 又（抱朴子）曰、或問辟五兵之道。答曰、以五月五日作赤靈符着心前。	4 風俗通曰、五月五日、以五絵糸繫臂者、辟兵及鬼、令人不病溫。又曰、亦因屈原。
9 風俗通曰、五月五日、以五絵糸繫臂者、辟兵及鬼、令人不病溫。亦因屈原。	17 抱朴子曰、或問辟五兵之道。答以五月五日作赤靈符着心前。
10 又（風俗通）曰、五月五日統命縷。俗說以益人命。	11 荆楚歲時記曰、五月五日荆楚人並蹋百草。採艾以為人、懸門戶上以禳毒氣。
11 夏小正曰、此日蓄採藥。以蠲除毒氣。荊楚記曰、荊楚人以五月五日並蹋百草。採艾以為人、懸門戶上以禳毒氣。	12 夏小正、此月蓄藥。以蠲除毒氣。
12 荆楚記曰、荊楚人以五月五日並蹋百草。採艾以為人、懸門戶上以禳毒氣。	13 又（荊楚記）曰、屈原以是日死於汨羅。人傷其死、所以並將舟楫以拯之。今之競渡是其遺跡。
13 又（荊楚記）曰、屈原以是日死於汨羅。人傷其死、所以並將舟楫以拯之。今之競渡是其遺跡。	14 大戴禮曰、五月五日、蓄蘭為沐浴。
14 楚辭曰、浴蘭湯兮沐芳華。	15 楚辭曰、浴蘭湯兮沐芳蕙。
15 楚辭曰、浴蘭湯兮沐芳華。	16 詩梁王筠五月望採拾詩曰、長系表良節、金縷応嘉辰。結蘆同楚客、採艾異詩人。折花競鮮彩、拭露染芳津。含嬌起斜盼、斂笑動微嚙。獻瑞依洛浦、懷珮似江浜。
16 詩梁王筠五月望採拾詩曰、長系表良節、金縷応嘉辰。結蘆同楚客、採艾異詩人。折花競鮮彩、拭露染芳津。含嬌起斜盼、斂笑動微嚙。獻瑞依洛浦、懷珮似江浜。	17 詩梁王筠五月望採拾詩、裁縫逗早夏、点酉守初晨。絡紝既妍媚、脂粉亦香新。長系表良節、命縷応嘉辰。結蘆同楚客、採艾異詩人。折花競鮮彩、拭露染芳津。含嬌起斜盼、斂笑動微嚙。獻瑞依洛浦、懷珮似江浜。須待恩光接、中夜奉衣巾。

〔藝文類聚〕五月五日の部立てには、第一条『琴操』（経部）に始まる十五条の列事と、続く「文」の部分に詩が

一条（梁の王筠「五日望採拾詩」）収載されるが、第八条の『抱朴子』以降は、列事直後の【詩】に至るまで全て『初学記』中に対応する文献が存在する（表3）。しかしながら先に表1・2で見たのと同様、表3の一群の文献も下段『初学記』から上段『藝文類聚』に移入されたと即断するには疑問が残る。『藝文類聚』第11・13番の各条文と下段『初学記』の対応条文とを対照させた時、節略の結果という以上の字句異同を見せるためである。この二条の『初学記』における対応条文（第9・11番）を、異同無しあるいは、節略程度の異同を見せる他の一連の条文とは別時の移入と見れば、検討箇所の文献群は『初学記』20番目以降の条文群から取捨選択したものと判断することもできるが、確証を得ない。

しかし、『藝文類聚』14番『大戴礼』及び15番『楚辭』が、『初学記』20・21番の条文と密接に関連したものであることは、両類書収載の各二条がそれぞれの原典に対しても同じ異同を見せることにも明らかである^[1]。本来、『大戴礼』該当箇所に「五月五日」の字句は無く、両書引用の『楚辭』の句末の一宇（『藝文類聚』の「華」、『初学記』の「蕙」、両者は字形近似による異同と見る）は、ともに原典には無い衍字である。更に『藝文類聚』において経書の『大戴礼』が列事の最後尾近くに位置するのも、『初学記』における配列順序に影響を受けたものと言え、この『藝文類聚』の二条が『初学記』よりの移入であることは確実と見える。

次に七月七日の部立てにおいては、「文」の部分【詩】における杜審言「七夕詩」が確実な移入箇所と言える。杜審言（六四六？～七〇八）は、高宗咸亨元年の進士。武徳七年（六二四）上呈の『藝文類聚』にその詩賦作品が採用されることもあり得ない。また同じく【詩】に配置される「古詩（迢迢牽牛星）」も『初学記』七月七日からの移入条文ではないかと疑われる。該詩は卷六五、産業上、織の部立てにも収載される。七月七日の部立てに、牽牛織女故事を詠んだ古詩が採録されることは自然であり、産業部収載の方を後世の補入と見ることもできるが、郭醒氏の論考および本稿に例証した『藝文類聚』卷四における『初学記』条文移入の実態に鑑みれば、やはり七月七日の部立てに収載の「古詩」を移入による重出と見る蓋然性の方が高いように判断する。

（4）卷八、水部上、洛水

卷八、洛水の部立てには、列事に七条、「文」の部分の【詩】に四条、【賦】に一条が収載される。このうち【詩】『初学記』による『藝文類聚』補綴について

に収載の四条が全て『初学記』卷六、地部中、洛水からの補入（【詩】の全条であれば再構成と言うべきか）であることは既に知られている。一方、從来見落とされてきたが、直後に置かれる【賦】の一条、曹子建「洛神賦」もまた『初学記』よりの移入と見るべき文献である。該賦は卷七九、靈異部、神の部立てにも収載される。以下は、『初学記』テキストに基づき、『藝文類聚』との異同を（括弧内）に示したものである。

余從京師（域）、言歸東藩。北過（背）伊闕，越轔轔。經通谷，凌景山。【二十字省略】容与乎陽林，流眄乎洛川。【十八字省略】觀一麗人，于巖之畔。乃援御者而告之曰。【七字省略】彼何人斯。若斯之艷也。御者對曰。臣聞河洛之神，名（名曰）宓妃。【三字省略】君王所見、無乃是乎。【八字省略】余告（一字省略）曰。其形也、翩若驚鴻、婉若游龍。【八字省略】颯鬢兮若輕雲之蔽月。飄飄兮若流風之迴雪。【十五二字省略】於是忽焉縱体，以游以嬉。左倚采旄，右臨桂旗。攘皓腕於神滌兮，採湍瀨之玄芝。【五十字省略】收和顏而靜志兮，申礼防以自持。【五字省略】於是乃衆靈雜遷，命儔嘯侶。或戲清流，或翔神渚。或採明珠，或拾翠羽。從南湘之二妃，携漢浜之游女。【二六字省略】体迅飛冕，飄忽若神。凌波微步，羅襪生塵。【四十字省略】於是屏翳收風，川后靜波。馮夷鳴鼓，女媧清歌。騰文魚以驚乘，鳴玉鑾以偕逝。六龍轂其蒼首，載雲車之容裔。【藝文類聚】ここまで 鯨鯢涌而來轂，水禽翔而為衛。於是越北沚、過南岡、【六字省略】動朱唇以徐言，陳交接之大綱。恨人神之道殊，怨盛年之莫當。【二六字省略】撫微情以効愛，獻江南之明瑞。雖潛處於太陰、長寄心於君王。【九一字省略】

両書所引の「洛神賦」は、ともに節略されたものであるのだが、右に示した省略部分十二箇所（『文選』卷十九所収の同賦と対照）が、文字数まで全て一致している。『藝文類聚』は、『初学記』所収の「洛神賦」を途中まで採録したと見える。大きな異同は無く、唯一、右に挙げた一行目の「北過（『初学記』）」と「背（『藝文類聚』）」との異同が目に付くが、これは「背」字を上下二文字に分けて作った『初学記』の誤り（書陵部本も「北過」に作る）であろう。対句の観点から、また『文選』にも収められる曹植の代表作ということもあり、移入時の訂正が可能であったと思われる。

この「洛神賦」も『初学記』からの移入となると、卷八の末尾は【詩】の第一条、太宗皇帝「臨洛水詩」以下、全てが移入箇所となる。これは、卷二及び卷九の卷末部分（卷二の董思恭「詠虹詩」以下、卷九の太宗文皇帝「賦得浮橋詩」以下は、それぞれ『初学記』卷二、虹蜺【詩】及び卷七、橋【詩】よりの移入）が全て移入箇所であつた点と符合し、卷末に位置する部立てでの条文移入は、該書の『初学記』を用いた補綴、条文増補の一典型と言えるであろう。

三 テキスト移入の時期と背景

以上、先行研究の成果を踏まえつつ、前稿で得た知見を手がかりとして新たに『初学記』本文の移入箇所と判断すべき条文（群）を検証、報告した。最後に、この移入が行なわれた時期及び目的について出版史的背景を踏まえた上でいささかの卑見を述べたい。

テキスト移入の時期、目的について、汪紹樞氏は宋人が出版時に残缺を覆い隠すために行なつたと述べる。宋のいつ頃かについての明確な言及はないものの、前後の文脈から、北宋期が念頭にあつたと思しい。¹²⁾ 中林氏は、「残缺部分の宋初における竄入（注6参照）」と述べられ、氏も参加される大東文化大学東洋研究所「藝文類聚」研究班による「『藝文類聚』（巻四）本文の構成について」（執筆担当者未詳、注11参照）には「北宋時代に残缺が生じた時に、後人の手によって、その缺落部分の竄入が加えられたものである」との見解が示されている。

時期については、先に述べたように南宋の葉大慶（一一八〇？～一二三〇？）に改編を指摘する記録が有り、現存する南宋紹興刊本（上海図書館本、但し『初学記』移入の見える巻二、四、八、九のうち、巻二、四是明嘉靖刊本による配補）に移入が実見されるのであるから、南宋紹興年間（一一三一～一一六二）に下限があることは疑いない。出版印刷が発展を遂げたことで知られる宋代のことである。南宋刊本があれば、それが基づくところの北宋刊本の存在が想像されたのであろう。唐代を代表する勅撰類書『藝文類聚』であれば、その可能性への期待も自然と高くなる。しかし実際には、関連史料に該書の北宋期出版の事実は確認できない。汪紹樞氏が明言を避け、郭醒氏が「補入の時期は最も遅くて宋代である（補入的時間最晚在宋代。）」と時間に幅をもたせて論じる所以であろう。確たる史料を缺く以上、抑制的に論じるべきは道理であるが、他の唐代類書の出版記録からは、むしろ南宋紹興年間に至るまで『藝文類聚』は出版されたことがなく、本稿に論じたテキスト移入もまた、南宋期に初めて出版されるに及び、発生したものではないかとの印象を持たされる。

他の唐代類書、すなわち『初学記』、『白氏六帖（事類集）』が五代十国期、後蜀の母昭裔により『文選』とともに刊刻されて以降、その版本が北宋に伝えられ、北宋国子監においても経書を始めとする他の典籍とともに一度なら

〔初学記〕による『藝文類聚』補綴について

ず印行されたのに対し、『藝文類聚』に同様の記録は確認できない。これは、他の二類書（ともに三十巻）に比べ、『藝文類聚』が全百巻と大部であった点、他の二類書が対語の参照に適した体裁を持つのに対し、『藝文類聚』にはそれが無かつた点で、たとえ幅広い文献を収載していても、詩文（実用文を含む）作成時の参考書としては利便性に欠けるとの評価を受けたためではなかつただろうか。国子監管理の出版書名、或いは出売書名の中に、経書と『文選』を除いては、対句により語句、故事を学ぶ唐・高測撰『韻対』十巻（『蒙求』に類するか）、及び農書の唐末五代・韓鄂撰『四時纂要』五巻、北魏・賈思勰撰『齊民要術』十巻といった実用的書物とともに名が挙がる点（注14、参照）も筆者の主張を補強する。そもそも一口に『宋代出版』とは言うものの、北宋期には、仏教經典、儒家經典、正史や実用的な曆書、医書、小学書の類が印刷されるに止まり、経史子集全てにわたる、しかも大部の書が出版されるのは、南宋に至つてのことである（注15）。『藝文類聚』の初出版は、やはり南渡後のことと考えたい。

『初学記』収載文献からのテキスト移入の目的については、先行研究と同様、残缺部分を補綴することにあつたと考える。移入が、卷二、四、八、九と、かなり部分的なものである点で、より豊富な文献を収録した類書とするための増補とは考えがたい。残缺部分のうち、特に卷一以下の若い卷次における残缺を補綴することで、おそらくは卷一より順次印刷、頒布が行なわれたであろう該書に対する、購書者の評価、印象を高める狙いがあつたものと考える。また、前章で見たように、テキストの移入部分、すなわち補綴部分は、卷末に顯著であつた。印刷以前の卷子本の体裁では、軸に近い巻末ほど巻き取りに際して料紙が強く湾曲せられ、破損しやすい。現在、卷子本を補修するにあたり、巻軸を直径の大きなものに変更するのも、料紙の「折れ損傷」を防ぐためである。巻末に顯著に見られた『藝文類聚』に対する『初学記』テキストの移入は、出版時に底本として利用した媒体が卷子本、すなわち鈔本であつたことを示すようでもあり、該書が南宋紹興初年に至り始めて版本として世に行なわれたとの感をいよいよ強くするのである。

以上、宋版以後の今本『藝文類聚』に見える『初学記』テキストの移入について、新たに発見した箇所を報告し、従来の指摘部分を含めたこれらの移入が、南宋の出版時に残缺を補綴するため行なわれたとの見解を示した。『藝文類聚』には、このほかにも、他の類書を用いた条文の移入、部立ての再構成を疑わせる箇所が存在する（注16）。あ

えて卷ごとに類書を替えて補綴する積極的理由に乏しければ、それらは『初学記』による補綴とは時を異にするもの、本稿の推論に基づけば、南宋における初出版以前、鈔本で伝存した時期におけるものと考えられる。各類書、とりわけ皇帝権力によつて国家事業として編纂される勅撰類書は、その成書当時においては、それぞれに編纂の意図・目的、効果・効用を明確に有していたはずである。『藝文類聚』についても、唐の宮廷外に対しては国内統一後の文治の象徴とするため、また朝廷内に対しても皇太子の皇位繼承を確固たるものとするため編纂されたものであることは、別稿に論じた通りである（注2参照）。しかし、一定の時代を経た後には、本来付与されていた様々な意味づけは薄れ、多量の佚文をも含む文献集成としての物理的価値のみが残存したものと思われる。それは今日の我々が類書を工具書としてのみ捉え、利用するのに似るであろう。そうであれば、各類書の固有性にこだわることなく、眼前の類書に不足・不備があれば、別の類書を利用して増補・補綴を加えることはごく自然の行為であつたと考えられる。本稿では、『初学記』による『藝文類聚』補綴について出版者の商業的動機を想定したが、類書のテキストに対する態度としては、至極当然の改編行為であつて、原貌の改竄などという意識は毫もなかつたと言うべきであろう。『白氏六帖事類集』には、この種の改編が看取されるが、それについては稿を改めて論じたい。

注

- (1) 「藝文類聚」本文批判の一指標——一詩文一部立ての原則について——」（『中国文学論集』第三九号、九州大学中國文学会、二〇一〇年）を参照。
- (2) 『藝文類聚』の編纂者と編集時期の詳細については、拙稿「『藝文類聚』編纂考」（『日本中国学会報』第六二集、日本中国学会、二〇一〇年）を参照されたい。
- (3) 中華書局影印本（一九五九年）を参照。また、該本刊刻の時期、地域については、影印本に附された「前言」及び、胡道靜「中国古代的類書」（中華書局、一九八二年）第五章第一節の考証に拠る。
- (4) 『初学記』編纂に関する論考に市川任三「初学記成立考」（立正大学漢文研究会『城南漢学』第十号、一九六八年）『初学記』による『藝文類聚』補綴について

があり、受詔者およびその時期、また成書上奏の時期、張說閔与の様態、書名に徐堅撰と冠する問題等について考究する。本稿に述べる成書時期については、市川氏の研究成果に基づく。

- (5) 汪紹樞校序（汪紹樞校『藝文類聚』卷頭に所収）を参照。
- (6) 中林史朗「『藝文類聚』總説」を参照。大東文化大学東洋研究所「『藝文類聚』研究班編『藝文類聚』（卷一）訓讀付索引」（大東文化大学東洋研究所、一九九〇年）所収。
- (7) 「『藝文類聚』卷四『歲時部』闡文考」（『瀋陽師範大學學報』總第一二四期、二〇〇四年）を参照。
- (8) 経、史、子の三部の書および『楚辭』より採録された、事物の故事來歴を記す文献群（『藝文類聚』序に言うところの「事」）を指す。『藝文類聚』各部立ての冒頭に配置される。
- (9) 「初學記」は、各部立ての冒頭に、事物の故事來歴をまとめた「叙事」を置き、次に事物に関する重要な語句を対句の形で列挙し、それぞれの語句に出典を記した「事對」の部分が続き、最後に『藝文類聚』と同様、事物にまつわる詩賦作品を文体ごとに列挙した部分が置かれる。
- (10) 上海図書館本による。ただし、卷二は全て明嘉靖胡本（嘉靖六年丁亥「一五二七」天水胡續宗在蘇州刊小字本）による配補。宋版『藝文類聚』に既にテキストの改編が見えていたことは、前章において南宋・葉大慶の論及に見た通りである。問題箇所には唐人の詩文を含まないため未発見のままであつたのだろう（雷の部立ても同様）。
- (11) 大東文化大学東洋研究所「『藝文類聚』研究班編『藝文類聚』（卷四）訓讀付索引」（大東文化大学東洋研究所、一九九三年）「『藝文類聚』（卷四）本文の構成について」（執筆担当者未詳）を参照。ただし、上記参考文献では、『藝文類聚』が先行する諸類書より継承したテキストが「初學記」にも受け継がれたという流れを想定している。郭醒氏が論証された卷四テキストの再構成の事実、および『藝文類聚』において『大戴礼』（経部書）が列事後方の位置で『楚辭』と並ぶ点に着目すると、やはり当該条文は「初學記」事對注よりの移入と見るべきであろう。
- (12) 汪紹樞校序（前掲注5参照）に、「但今天所見到的伝本、並不是完善無缺的。可能在北宋时已有些缺佚。：中略：可能是宋人刻書時、這些篇已有缺佚、刻書人為了掩飾殘缺、就把『初學記』『歲時』門和『洛水』類所收的唐人詩文補進去、以致造成了這個錯誤。」とある。

- (13) 『宋史』卷四七九、西蜀孟氏世家に「(母)昭裔性好藏書、在成都令門人勾中正、孫逢吉書『文選』、『初学記』、『白氏六帖』鏤板。守素齋至中朝、行於世。大中祥符九年、子克勤上其板、補三班奉職([母]昭裔性藏書を好み、成都にて門人勾中正、孫逢吉をして『文選』、『初学記』、『白氏六帖』を書せしめ鏤板す。守素「母昭裔の子」齋して中朝に至り、世に行なはる。大中祥符九年「一〇一六」、[守素の]子の克勤其の板を上り、三班に補せられ奉職す。)」とある。
- (14) 清・徐松『宋会要輯稿』職官二八之二に「(天禧五年「一〇二一」)七月内殿承制兼管勾国子監劉崇超言、本監管経書六十六件印板内、『孝經』、『論語』、『爾雅』、『礼記』、『春秋』、『文選』、『初学記』、『六帖』、『韻対』、『爾雅积文』等十件、年深訛闕、字体不全、有妨印造。:(中略):其『初学記』、『六帖』、『韻対』、『爾雅积文』等四件、須重写雕印。並從之(七月内殿承制兼管勾国子監劉崇超の言す、本監管経の書の六十六件の印板の内、『孝經』、『論語』、『爾雅』、『礼記』、『春秋』、『文選』、『初学記』、『六帖』、『韻対』、『爾雅积文』等の十件、年深く訛闕し、字体不全なれば、印造に妨げ有り。:(中略):其『初学記』、『六帖』、『韻対』、『爾雅积文』等の四件、須らく重ねて写して雕印すべし。並びに之に従ふ。)とあり、常思春氏は右の内の『文選』『初学記』『六帖』の印板(版本)は、紛れもなく母昭裔の孫、母克勤が大中祥符九年(一〇一六)に宋朝へ献上したもの(前掲注13参照)であると述べられる(『談南宋紹興辛巳建陽陳八郎刻本五臣注『文選』、『西華大学学報』哲学社会科学版、第二十九卷第三期、二〇一〇年)。
- (15) 更に、『宋会要輯稿』職官二八之三にも「(天聖三年二月)国子監言、進中書劄子、『文選』、『六帖』、『初学記』、『韻対』、『四時纂要』、『齊民要術』等印板、今本監出売(天聖三年「一〇一五」二月、国子監の言す、中書の劄子に準ひ、『文選』、『六帖』、『初学記』、『韻対』十卷。輯諸書為千韻、以便童習(唐志「新唐書藝文志」類書『類』に高測『韻対』十卷あり。諸書より輯めて千韻と為し、以て童習に便ならしむ。)」とある。
- (16) 『玉海』卷四五、藝文、小学に「唐志類書高測『韻対』十卷。輯諸書為千韻、以便童習(唐志「新唐書藝文志」類書『類』に高測『韻対』十卷あり。諸書より輯めて千韻と為し、以て童習に便ならしむ。)」とある。
- (17) 張麗娟・程有慶著『宋本』(中国版本文化叢書、江蘇古籍出版社、二〇〇二年)上編、宋本概覽、宋本印刷事業的繁栄発展を参照。
- (17) 例えは、別稿(注1)で指摘した卷八二及び八五~八九。また本稿に報告したのと同様な条文配列の乱れが看取されながらも、『初学記』との関連性が見いだせなかつた部分等が存在する。

『初学記』による『藝文類聚』補綴について